

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部税務課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長税務第11号
委 託 業 務 名 称	軽自動車税納税証明書自動交付システム保守業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 長浜市木之本町木之本1757番地2 長浜市役所北部合同庁舎
業 務 の 概 要	軽自動車税(種別割)納税証明書自動交付システムの正常かつ円滑な動作を保持するための保守業務
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	567, 600円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 京都府京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601番地 NUPビルディング京都駅前 [商 号 又 は 名 称] 京都電子計算株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	現在稼働している軽自動車税(種別割)納税証明書自動交付システム及び関連機器は、京都電子計算株式が導入元であり、本システム及び関連機器に最も精通していることから京都電子計算株式を相手方として選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 ○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。